

静岡市中小企業融資制度一覧表(平成30年度)

平成30年4月1日現在

制度名	融資(利子補給)対象者 (注1)	資金用途	融資額	融資期間及び返済方法	利率	融資額に対する保証料率(注2)	保証人	申し込み先	受付	必要書類
創業支援資金	・市内で創業する又は創業して5年を経過しない中小企業者(分社、廃業後5年未満の者を含む。ただし、事業を営んでいない個人で創業後5年未満の者が法人成りした場合を除く) ・個人の場合市内に居住していること ・市内に事務所又は事業所を有するかその見込のあること。 ・納期の到来した市民税を完納していること。	運転資金 設備資金 ※運転資金でのみ借換可	500万円以内 ※特定創業支援事業の修了者は1,000万円以内	5年以内 ※特定創業支援事業の修了者は10年以内(1年以内据置可能) 元金均等月賦返済	年0.9% 基準金利 年1.97%のうち 市利子補給率 1.07%	創業関連保証、創業等関連保証、再挑戦支援保証のみ対応 0.23または0.68%	保証協会の定めによる	市内に本店又は支店を有する地方銀行・信用金庫・都市銀行・(株)商工組合中央金庫	随時 産業政策課(清水庁舎5階)	・創業支援資金申込書 ・納税証明書 ・個人事業主は住民票写し※コピー不可 ・保証協会が定める書類 ・保証協会の創業・再挑戦計画書 ・創業準備に着手していること、または創業5年未満を証する書類(開業届のコピー、登記事項証明書等) ・特定創業支援事業の修了者は支援証明のコピー ・見積書(設備を伴う場合) ・借換計画書(借換を伴う場合)
小口資金	・従業員30人(卸売、小売、サービス業は10人)以下の会社及び個人等、又は、組合員数が30人以下の企業組合、協業組合、医業を主たる事業とする法人。 ・市内に事務所、事業所を有し、3か月以上同一事業を営んでいること。 ・納期の到来した市民税を完納していること。 ※特別小口の要件は、保証協会へお問い合わせください。	運転資金 設備資金 ※運転資金でのみ借換可	700万円以内	5年以内(6か月以内据置可能) 元金均等月賦返済	年1.7% 基準金利 年2.07%のうち 市利子補給率 0.37%	0.08~0.94% (保証協会の定めによる) ※特別小口の場合 0.17または0.49%				・小口資金申込書 ・納税証明書 ・保証協会が定める書類 ・見積書(設備を伴う場合) ・借換計画書(借換を伴う場合)
短期経営改善資金	・資本の額又は出資の総額が3億円(小売、サービス業は5,000万円、卸売業は1億円)以下の中小企業者 ・従業員数50人(卸売、小売、サービス業は20人)以下 ・市内に事務所、又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ・納期の到来した市民税を完納していること。	運転資金	1企業 700万円以内 1組合 1,500万円以内	5か月以内 一時払い又は 元金均等月賦返済	年1.4% 基準金利 年2.06%のうち 市利子補給率 0.40% 県利子補給率 0.26%	0.08~0.98% (保証協会の定めによる)				・短期経営改善資金申込書(市・県の様式 各一部) ・納税証明書 ・保証協会が定める書類
産業振興資金	・資本の額若しくは出資の総額が3億円(小売、サービス業は5,000万円、卸売業は1億円)以下、又は、従業員数300人(小売は50人、卸売、サービス業は100人)以下の中小企業者(組合、医療法人等は除く) ・市内に事務所、又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ・納期の到来した静岡市民税を完納していること。 ※特別小口の要件は、保証協会へお問い合わせください。	運転資金 設備資金 ※運転資金でのみ借換可	3,000万円以内 ※特別小口の場合は2,000万円以内 ※新分野進出に係る資金の場合は1,000万円以内(特別小口利用不可)	7年以内 ※特別小口の場合5年以内(1年以内据置可能) 元金均等月賦返済	年1.5% 基準金利 年2.07%のうち 市利子補給率 0.57%	0.12~1.43% (保証協会の定めによる) ※特別小口の場合 0.19または0.57%				・産業振興資金申込書 ・納税証明書 ・保証協会が定める書類 ・見積書(設備を伴う場合) ・借換計画書(借換を伴う場合)
設備投資強化資金	・資本の額若しくは出資の総額が3億円(小売、サービス業は5,000万円、卸売業は1億円)以下、又は、従業員数300人(小売は50人、卸売、サービス業は100人)以下の中小企業者(組合、医療法人等は除く) ・市内に事務所、又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ・納期の到来した静岡市民税を完納していること。 ・次のいずれかの要件を満たす設備を市内の事務所、又は事業所に設置すること。 ①新製品・新商品の開発及び生産に使用される設備 ②従来の設備と比較して生産性が10%以上向上することが見込まれる設備 ※融資対象設備の要件を別に定めていますので、詳しくは静岡市産業政策課までお問い合わせください。	設備資金	5,000万円以内	10年以内(1年以内据置可能) 元金均等月賦返済	年0.9% 基準金利 年1.97%のうち 市利子補給率 1.07%	0.12~1.43% (保証協会の定めによる)				・設備投資強化資金申込書 ・事業概要書 ・納税証明書 ・保証協会が定める書類 ・見積書及びカタログ
経営力強化支援資金	・資本の額若しくは出資の総額が3億円(小売、サービス業は5,000万円、卸売業は1億円)以下、又は、従業員数300人(小売は50人、卸売、サービス業は100人)以下の中小企業者(組合、医療法人等は除く) ・市内に事務所、又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ・納期の到来した静岡市民税を完納していること。 ・金融機関及び「認定経営革新等支援機関」の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定並びに計画の実行と進捗の報告を行うこと。	運転資金 設備資金 ※借換資金(小口、産業、景気変動、創業、災害対策、経営力強化のみ)	8,000万円以内	運転資金5年以内 設備投資7年以内 借換資金10年以内(1年以内据置可能) 元金均等月賦返済	年1.5% 基準金利 年2.07%のうち 市利子補給率 0.57%	経営力強化保証のみ対応 責任共有対象 0.12~1.32% 責任共有対象外 0.13~1.5% (保証協会の定めによる)	・経営力強化支援資金申込書 ・納税証明書 ・事業計画書等(保証を申し込みに当たり保証協会に提出する書類) ・見積書(設備を伴う場合) ・借換計画書(借換を伴う場合)			
事業承継支援資金	・資本の額若しくは出資の総額が3億円(小売、サービス業は5,000万円、卸売業は1億円)以下、又は、従業員数300人(小売は50人、卸売、サービス業は100人)以下の中小企業者(組合、医療法人等は除く) ・市内に事務所、事業所を有し、事業を営んでいること。 ◎上記の条件を満たした中小企業者が「静岡県事業引継ぎ支援センター」又は「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて事業を譲渡する予定であること、又は、その事業を譲り受け、引き続き市内において事業を営むこと(市内に本店を置き事業を営む者が、市外で事業を営む者から事業を譲り受ける場合も含む(ただし、貸付期間内に本社機能を移転する場合は利子補給を終了する。))。 ・納期の到来した市民税を完納していること。 ※事業承継の契約締結後5年までを対象とする。	事業承継に係る資金	3,000万円以内	10年以内(1年以内据置可能) 元金均等月賦返済	年0.9% 基準金利 年1.97%のうち 市利子補給率 1.07%	0.12~1.43% (保証協会の定めによる)	・事業承継支援資金申込書 ・納税証明書 ・保証付きの場合、保証協会が定める書類 ・静岡県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援証明書 ・事業承継にかかる最終合意契約書等のコピー ・資金用途の内容が分かる書類			
高度化資金	○市内中小企業等協同組合又はその組合員であること。(中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合及び商工組合、又は商店街振興組合法に基づく商店街振興組合)	運転資金 設備資金	組合 1億円以内 転貸資金 1億円以内 組合員 2,000万円以内	短期資金 1年以内 長期資金 7年以内 一時払い又は 元金均等月賦返済 (1年以内据置可能)	組合貸 短期1.7% 長期1.8% 組合員貸 短期1.9% 長期2.0% (市利子補給後)	保証付融資の場合は、保証協会の定めによる	事態に応じて組合役員又は組合員	(株)商工組合中央金庫 随時 (株)商工組合中央金庫	・(株)商工組合中央金庫所定の申込書	

(注1) NPO法人については、保証制度において対象となる資金のみ利用可能です。

(注2) 補助分を軽減した後の保証料率。NPO法人については、保証料率が異なる場合があります。